

貸借対照表  
平成 29 年 3 月 31 日現在

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減		当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動資産	26,333,230	24,167,972	2,165,258	流動負債	5,771,347	3,853,898	1,917,449
現金預金	26,269,582	19,118,306	7,151,276	短期運営資金借入金	0	0	0
有価証券	0	0	0	事業未払金	4,234,014	3,619,078	614,936
事業未収金	63,648	5,049,666	△ 4,986,018	その他の未払金	0	0	0
未収金	0	0	0	支払手形	0	0	0
未収補助金	0	0	0	役員等短期借入金	0	0	0
未収収益	0	0	0	1年以内返済予定設備資金借入金	800,000	0	800,000
受取手形	0	0	0	1年以内返済予定長期運営資金借入金	0	0	0
貯蔵品	0	0	0	1年以内返済予定リース債務	0	0	0
医薬品	0	0	0	1年以内返済予定役員等長期借入金	0	0	0
診療・療養費等材料	0	0	0	1年以内支払予定長期未払金	0	0	0
給食用材料	0	0	0	未払費用	0	0	0
商品・製品	0	0	0	預り金	0	0	0
仕掛品	0	0	0	職員預り金	737,333	234,820	502,513
原材料	0	0	0	前受金	0	0	0
立替金	0	0	0	前受収益	0	0	0
前払金	0	0	0	仮受金	0	0	0
前払費用	0	0	0	賞与引当金	0	0	0
1年以内回収予定長期貸付金	0	0	0	その他の流動負債	0	0	0
短期貸付金	0	0	0				
仮払金	0	0	0				
その他の流動資産	0	0	0				
徴収不能引当金	0	0	0				
固定資産	218,564,601	195,581,692	22,982,909	固定負債	10,672,940	12,049,740	△ 1,376,800
基本財産	100,778,079	101,763,178	△ 985,099	設備資金借入金	6,800,000	8,400,000	△ 1,600,000
土地	90,144,052	90,144,052	0	長期運営資金借入金	0	0	0
建物	10,634,027	11,619,126	△ 985,099	リース債務	0	0	0
定期預金	0	0	0	役員等長期借入金	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	退職給付引当金	3,872,940	3,649,740	223,200
				長期未払金	0	0	0
その他の固定資産	117,786,522	93,818,514	23,968,008	長期預り金	0	0	0
土地	0	0	0	その他の固定負債	0	0	0
建物	0	0	0				
構築物	2	2	0				
機械及び装置	0	0	0	負債の部合計	16,444,287	15,903,638	540,649
車輛運搬具	0	0	0	純 資 産 の 部			
器具及び備品	2,113,580	2,368,772	△ 255,192	基本金	48,306,532	48,306,532	0
建設仮勘定	0	0	0	国庫補助金等特別積立金	4,545,030	5,023,200	△ 478,170
有形リース資産	0	0	0	その他の積立金	111,800,000	87,800,000	24,000,000
権利	0	0	0	措置施設繰越特定積立金	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0	人件費積立金	8,000,000	8,000,000	0
無形リース資産	0	0	0	修繕費積立金	4,700,000	4,700,000	0
投資有価証券	0	0	0	備品等購入積立金	6,100,000	6,100,000	0
長期貸付金	0	0	0	保育所施設・設備整備積立金	93,000,000	69,000,000	24,000,000
退職給付引当資産	3,872,940	3,649,740	223,200	次期繰越活動増減差額	63,801,982	62,716,294	1,085,688
長期預り金積立資産	0	0	0	（うち当期活動増減差額）	25,085,688	31,209,773	△ 6,124,085
措置施設繰越特定積立資産	0	0	0				
保育所繰越特定資産	18,800,000	18,800,000	0				
保育所施設・設備整備積立資産	93,000,000	69,000,000	24,000,000				
差入保証金	0	0	0				
長期前払費用	0	0	0				
その他の固定資産	0	0	0				
				純資産の部合計	228,453,544	203,846,026	24,607,518
資産の部合計	244,897,831	219,749,664	25,148,167	負債及び純資産の部合計	244,897,831	219,749,664	25,148,167

# 財 産 目 録

平成29年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
普通預金	豊川信用金庫新桜支店		運転資金として			26,269,582
事業未収金	豊川信用金庫新桜支店		臨時職員やパート職員給料、職員給食費等			63,648
流動資産合計				0	0	26,333,230
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
土地	豊川市新桜町通1-7		第2種社会福祉事業において、保育所として使用している			90,144,052
小計						90,144,052
建物	豊川市新桜町通1-7	1976年度	第2種社会福祉事業において、保育所として使用している			0
	豊川市光明町1-37	2014年度	"	39,703,980	29,069,953	10,634,027
小計						10,634,027
基本財産合計				39,703,980	29,069,953	100,778,079
<b>(2) その他の固定資産</b>						
構築物	豊川市新桜町通1-7		滑り台及び物置	242,840	242,838	2
器具及び備品	豊川市新桜町通1-7		保育園遊具等	6,181,654	4,068,074	2,113,580
退職給付引当資産	豊川信用金庫新桜支店		職員が退職した際、退職金として使用している			3,872,940
保育所繰越積立資産	豊川信用金庫新桜支店		備品の購入や、施設の修繕費として使用している			18,800,000
保育所施設・設備整備積立資産	豊川信用金庫新桜支店		将来における園舎建て替えの為積み立てている			93,000,000
その他の固定資産合計				6,424,494	4,310,912	117,786,522
固定資産合計				46,128,474	33,380,865	218,564,601
資産合計				46,128,474	33,380,865	244,897,831
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金	豊川信用金庫新桜支店					4,234,014
1年以内返済予定設備資金借入金	豊川信用金庫新桜支店					800,000
職員預り金	豊川信用金庫新桜支店					737,333
流動負債合計				0	0	5,771,347
<b>2 固定負債</b>						
設備資金借入金	社会福祉協議会					6,800,000
退職給付引当金	(独)福祉医療機構 共済会					3,872,940
固定負債合計				0	0	10,672,940
負債合計				0	0	16,444,287
差引純資産				46,128,474	33,380,865	228,453,544

(記載上の留意事項)

・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。

・使用目的等欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産及び各負債の使用目的を簡潔に記載すること。

# 財 産 目 録

平成29年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
---------	--------	------	-------	------	---------	---------

- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当しえるものと、該当しえないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、合計欄を設けて、貸借対照表価額と一致させるものとする。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載すること。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）についてのみ「減価償却累計額」欄を記載すること。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車両ナンバーは任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。
- ・負債については、使用目的等の欄の記載を要しない。

現況報告書様式（平成29年4月1日現在）

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
23 愛知県	207 豊川市	23933	1180305003522	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人 桜福社会				
(8)主たる事務所の住所	愛知県	豊川市	新桜町通 1 - 7		
(9)主たる事務所の電話番号	0533-86-6161	(10)主たる事務所の F A X 番号	0533-86-6162	(11)従たる事務所の有無	2 無
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページアドレス	http://www.ans.co.jp/n/sakura/		(14)法人のメールアドレス	sakurahoiku@ccnet-ai.ne.jp	
(15)法人の設立認可年月日	昭和51年3月17日	(16)法人の設立登記年月日	昭和51年4月1日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	4	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円）	0
-----------	---	-----------	---	----------------------	---

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
藤井 知信	元会社取締役	H29.4.1 ~ H.33.6定時評議委員会終結時まで	2 無	2 無	0
今泉 重雄	元会社員	H29.4.1 ~ H.33.6定時評議委員会終結時まで	2 無	2 無	0
夏目 一正	元会社経営者	H29.4.1 ~ H.33.6定時評議委員会終結時まで	2 無	2 無	0
伏見 昭道	社会福祉事業経営者	H29.4.1 ~ H.33.6定時評議委員会終結時まで	2 無	1 有	0

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円）	0	2 特例無
----------	---	----------	---	----------------------	---	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
松永 徹益	1 理事長（会長等含む。）	平成28年3月17日	2 非常勤		講師		1 有
	H28.3.17 ~ 平成29年度定時評議員会の終結の時まで		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		1 有	4 いずれも支給なし	3

現況報告書様式（平成29年4月1日現在）

鈴木 満つ子	3 その他理事		2 非常勤	自営業	1 有
	H28.3.17 ~ 平成29年度定時評議員会の終結の時まで		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	4 いずれも支給なし
松井 慶彦	3 その他理事		2 非常勤	住職	1 有
	H28.3.17 ~ 平成29年度定時評議員会の終結の時まで		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	4 いずれも支給なし
星野 周二	3 その他理事		2 非常勤	歯科医師	1 有
	H28.3.17 ~ 平成29年度定時評議員会の終結の時まで		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	4 いずれも支給なし
豊田 雅章	3 その他理事		2 非常勤	会社役員	1 有
	H28.3.17 ~ 平成29年度定時評議員会の終結の時まで		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	4 いずれも支給なし
松永 育子	3 その他理事		1 常勤	園長	1 有
	H28.3.17 ~ 平成29年度定時評議員会の終結の時まで		3 施設の管理者	1 有	3 職員給与のみ支給

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円）	0
----------	---	----------	---	---------------------	---

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
藤本 茂宏	アパート経営	2 無	
	H28.3.17 ~ 平成29年度定時評議員会の終結の時まで	3 社会福祉事業に識見を有する者（その他）	3
加藤 浩三	元会社役員	2 無	
	H28.3.16 ~ 平成29年度定時評議員会の終結の時まで	3 社会福祉事業に識見を有する者（その他）	3

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	15	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	14
		常勤換算数		常勤換算数	

7. 前会計年度の評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	

(4)うち開催を省略した回数

8. 前会計年度の理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成28年5月21日	5	2	H.27年度決算報告 H.27年度事業報告 H.28年度保育重点目標 設備整備積立金 新会計及び分園 27年度2次補正予算について
平成28年12月24日	5	2	理事 佐々木氏逝去による交代 定款変更 新年度の入所児童について
平成29年3月18日	6	2	H.28年度歳入歳出補正予算 H.29年度事業計画 H.29年度歳入歳出予算案 評議員選任、解任委員会 施設型給付費（委託費）の処遇改善等加算賃金改善変更分について

(4)うち開催を省略した回数

9. 前会計年度の監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名

(2)監査報告により求められた改善すべき事項

(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応

無し

1 0 . 前会計年度の会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

(2)会計監査人による監査報告書

1 1 . 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)					
001	さくら保育園	00000001	本部経理区分			本部					
		愛知県	豊川市	新桜町通1-7			3 自己所有	3 自己所有	昭和51年4月1日	0	0
		ア建設費					0	0.000			
	イ大規模修繕										
001	さくら保育園	02091201	保育所			さくら保育園					
		愛知県	豊川市	新桜町通1-7			3 自己所有	3 自己所有	昭和51年4月1日	50	647
		ア建設費					0	486.000			
	イ大規模修繕										

1 1 . 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)					

現況報告書様式（平成29年4月1日現在）

	イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)
--	---------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	----------------

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

11-2. うち地域における公益的な取組(地域公益事業含む)(再掲)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません) □

(1) 社会福祉充実残額の総額(円)	46,360,000
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	



現況報告書様式（平成29年4月1日現在）

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①+②+③）（円）	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～ <input type="text"/>

1 3 . 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無	
⑦事業報告	1 有
⑧財産目録	1 有
⑨事業計画書	1 有
⑩第三者評価結果	1 有
⑪苦情処理結果	2 無
⑫監事監査結果	2 無
⑬附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	110,952,378
②施設・設備に係る公費（円）	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
さくら保育園	平成21年度

1 4 . ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用〔年額〕（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	
②実施した改善内容	

1 5 . その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無

現況報告書様式（平成29年4月1日現在）

別紙 1

③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

# 社会福祉法人桜福社会 定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第二種社会福祉事業

##### (イ) 保育所の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人桜福社会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を愛知県豊川市新桜町通1丁目7番地に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

### (評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、報酬は支給しない。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分
- (6) 社会福祉充実計画の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

#### 第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、報酬は支給しない。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 愛知県豊川市新桜町通1丁目7番地所在の鉄筋コンクリート2階建さくら保育園園舎1棟(380.59平方メートル)

(2) 愛知県豊川市新桜町通1丁目7番地所在のさくら保育園敷地(400.01平方メートル)

(3) 愛知県豊川市光明町1丁目37番所在の鉄骨造セメント瓦ぶき平屋建さくら保育園分園園舎1棟(105.00平方メートル)

(4) 愛知県豊川市光明町1丁目37番地所在のさくら保育園分園敷地(651.22平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東三河広域連合長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東三河広域連合長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。



(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東三河広域連合長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東三河広域連合長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人 桜福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 松 永 栄 一  
理 事 森 博 勇  
" 権 田 厚一郎  
" 平 田 と み  
" 佐々木 弘  
" 松 井 慶 彦  
監 事 久 恒 丈 夫  
栗 栖 宣 介

## 附 則

- 1 この定款は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上とする。